

## 「大名評判記」諸本の関係性に関する一考察

——「牢人」記述の展開と「血氣ノ勇」の否定——

野本 禎司

はじめに

本稿では「大名評判記」諸本の関係性について、つぎの二点に着目して検討する。一点目は、総論にて注目した『武家諫忍記』諸本と対馬歴史資料館所蔵『武家諫忍記』（以下、対馬本）とで大名・居所データが異なる大名家への着目である。これは、一大名家から「武家評判記」諸本の関係性を探ろうとする第三班の方法にもとづいて検討するものである。

二点目は、「牢人」「浪人」記述のある大名家への着目である。筆者は、すでに『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』の「浪人」「渡り侍」記述に着目して三書の関係性等を検討したことがあるため<sup>1)</sup>、この視点から「大名評判記」の関係性を検討しやすことがある。しかし、今回改めて「牢人」「浪人」記述に着目する積極的な理由は別にある。加賀市立図書館聖藩文庫所蔵『武家諫忍記』の「序」によれば、同本は「浪人」による執筆の可能性があるためである。「大名評判記」の基調の手がかりを得る手段として「浪人」「牢人」記述に着目してみたい。

## 一 「大名評判記」諸本の関係①〜一大名家から〜

『武家諫忍記』諸本と対馬本とで大名・居所データが異なる大名家は、総論第3表のように一六家ある。ここでは、筆者が史料翻刻を担当した巻である対馬本巻五本多家（総論第6表、本論第1表）、同巻五奥平家（総論第9表、本論第2表）、同巻一三朽木家（総論第12表、本論第3表）を取り上げる。ここで使用する史料はつぎの六本とする。

- ① 『武家諫忍記』（刈谷市立図書館村上文庫、以下、刈谷本）
- ② 『武家諫忍記』（加賀市立図書館聖藩文庫、以下、聖藩本）

③ 『武家諫忍記』（対馬歴史資料館、以下、対馬本）  
 ④ 『武家勸懲記』（独立行政法人国立公文書館）  
 ⑤ 『土芥寇讎記』（金井圓校注、新人物往来社、一九六七年）  
 ⑥ 『諫懲記後正』（東京大学史料編纂所）

以下、「大名評判記」の内容構成にしたがい（a）大名人柄、（b）領知概況・家臣処遇、（c）愚評と分けて述べていくことにする。また、①②③④の関係は総論で述べたので、それ以外の関係を中心に検討したい。

## 1. 対馬本巻五本多家

本多家の当主は、①②が忠義（能登守）、③④⑤が忠義の次当主忠平（下野守）、⑥が忠平の次当主忠常（能登守）となり、「大名評判記」諸本の記述は三代にわたる。居所については、①②③④が陸奥国白川、⑤⑥が大和国郡山となる。（a）まず、当主が忠平で共通する④⑤⑥の関係をみていこう。⑤の記述の中には第1表下線部のように④と同様の記述があり、最後に「云リ」が付してある。その他の記述は⑤にオリジナルである。つぎに、④⑤⑥の関係をみていこう。注目されるのは④と⑥との関係である。④と⑥では代替りしたもの、⑥「家ノ政道正シク保護セラル」以外の記述は、文章表現が異なる箇所もあるが、内容は同様といえる。⑥の大名人柄の記述は、忠常の人柄を記述していない可能性がある。以上によれば、⑤は直接④を参照のうえ引用し、⑥も直接④を参照して文章表現を変更したといえるであろう。

（b）⑥に記述がないため、④⑤の関係をみる。⑤の記述の中には第1表下線部のように④と同様の記述がある。共通する記述は、領知概況の記述ではなく、家臣処遇に関する記述であることが注目される。そのうち、「家中へ四ツ、在江戸之年百石二付四人扶持」「国役五分、江戸詰ヨシ」の記述は①②③にも共通する記述である。当然ながら居所が異なるため領知概況の記述は変更されるが、家臣処遇についてはそのままよいと考えたのであろうか。いずれにせよ④⑤には家臣処遇の記述が共通するという関係を見出せる。

（c）まず、当主が忠平で共通する③④⑤であるが、三者に共通する記述は見出せない。注目したいのは、③と⑥の記述内容の親和性である。それは、両者の「血氣ノ勇」をめぐる理解の仕方に見られる。③では忠平に対して「血氣ノ勇甚有ル人ト見ヘタリ」と推考し、その理由を「文武一筆者注」不知シテハ利根発明であるからとする。⑥では忠義のことを「生得血氣ノ勇ニシテ、文道ヲ不学、武法ヲ旨トシ、才智発明ナリ」とする。つまり、③と⑥では異なる人

物を評しているが、論評の基準に「血氣ノ勇」＝文武両道ではなく利根発明であるものと理解している共通性を見出せるのである。③と⑥に直接的な参照関係があるかはわからない。

## 2. 対馬本巻五奥平家

奥平家の当主は、①②③が忠昌（美作守）、④⑤が忠昌の次々当主昌章（美作守）、⑥が昌章の次々当主昌春となり、「大名評判記」諸本において三代が記される。なお、忠昌と昌章の間に昌能（大膳亮）が入るため、本文の記述は四代にわたっている。居所については、①②⑤が下野国宇都宮、③④が出羽国山形、⑥が丹後国宮津である。

(a) まず、④⑤の関係であるが、当主は昌章で共通するが、④の時は幼少のためか、両者に共通の記述を見出せない。⑤にオリジナルの文章である。つぎに、④⑤⑥の関係を見たい。⑥では昌春に代替りしており、ここでも共通する記述は見出せない。ただし、④と⑥では当主の年齢が八歳と同じであり、文章表現が異なるが、当主が幼少で「所行跡ノ差別」がないとの内容が共通する。なお、この点は③の記述とも共通する。また、④は文章が途切れているが、愚評に「臣下トシテ幼君ヲ守護スル次第前ニ記ス」とあることから、⑥の後半部分「家国ノ政道臣等能ク是ヲ執行フトナリ」と同様の記述があると考えられる。④⑥では、幼少の当主を家臣による政治執行で支えるべきとの記述内容に共通性を見出せよう。

(b) ⑥に記述がないため、居所は異なるが、④⑤の関係をみる。第2表下線部のように⑤の記述には④と同様の記述があり、それは領知概況ではなく家臣処遇に関する記述である。本多家と同様に、④⑤には家臣処遇の記述が共通するという関係を見出せるのである。

(c) まず、④⑤の関係であるが、大名人柄と同様に④の時点では幼少であるためか、両者に共通の記述を見出せない。⑤にオリジナルの文章である。つぎに、④⑤⑥の関係を見たい。注目したいのは、⑥の「爰ニ段々ノ評論アリ」以下の記述である。第2表下線部のように忠昌、昌能と二代にわたって④と同様の記述がある。すなわち「段々ノ評論アリ」とは③であると考えられ、これを⑥の編者は引用していると考えられる。

## 3. 対馬本巻一三朽木家

朽木家の当主は、①②③が植綱（伊予守）、④⑤⑥が植綱の次々当主植昌（伊予

守、はじめ季綱）となり、「大名評判記」諸本の記述は二代にわたる。①②が常陸国土浦、③④⑤⑥が丹波国福知山となる。

(a) 当主が植昌で共通する④⑤⑥の関係は、三者とも記述が共通することが注目される。そのうえで、⑤には「今以然リ」が最後に付されている。つまり、⑤成立以前の記述を参照し、⑤現在も同様の人柄・行跡ということになる。これまでの諸本の関係性を考えれば、⑤が参照したのは④と考えられる。

(b) 居所が丹波国福知山で共通する③④⑤⑥の関係を見たい（⑥には記述が居所・石高しかない）。まず、④⑤⑥の関係は米弘と家老以外に共通する記述を見出せる。つぎに③④⑤の関係をみると、新地運上と在所の位置以外に共通する記述を見出せる。ここで総論における『武家諫忍記』諸本と③とで居所が異なる大名家における（b）の記述作成法を思い出した。こうした場合、領知概況と家臣処遇で参照巻を使い分けて記述作成していた。④でも同様の方法で記述されるのであろうか。『武家諫忍記』の丹波福知山の記述を見たい。「新地運上課役等外二一万余有、米売生払トモ二中、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年四ツナリ、百石ニ五人扶持、外二模合有、領内二鳥獸柴薪多シ、民不豊、土地中、城本国ノ西南、海ナシ山分多、諸事不自由ナリ、サレテ中京都二近ユヘリ以テヨシトスヘシ、家老板倉、松平」（刘谷本巻一、松平忠房）。これによれば、新地運上課役を除いて、④の領知概況の記述と②の領知概況の記述（引用史料傍線部）の大部分において共通することがわかる。そして、家臣処遇の記述は刘谷本朽木家の記述と同様である。すなわち、④でも③と同様に、居所が変わった場合には、領知概況と家臣処遇で参照巻を使い分けて、（b）の記述作成をしていたのである。

(c) 当主が植昌で共通する④⑤⑥において、第3表下線部のように共通する記述を見出せる。ただし、⑤では『列女伝』の引用部分が追加され、⑥では「種昌手前不如意ノ由、然ルニ内室富タルト云云」が追加されている。

### 小括

以上、大名三家のみの検討であるが、「大名評判記」の関係性とその特徴を以て下のようにまとめおきたい。

(1) 「大名評判記」諸本の参照関係について。朽木家のように④⑤⑥で共通する記述を見出すこともできるが、その参照関係は、本多家、奥平家で検討したように、⑤と④、⑥と④にあつたと考えられ、⑤と⑥に直接的な参照関係はないと考えられる。

(2)「大名評判記」の領地概況・家臣処遇の記述作成について。とくに④の場合について明らかにしたように、居所の変更に対して、先行する「大名評判記」の参照巻を領知概況の箇所と家臣処遇の箇所とで使い分けることによつて、本文の記述内容に対応させていた。つまり、後年に成立した「大名評判記」における記述内容は、成立当時の状況を示しているのではなく、先行する「大名評判記」における状況を示している場合が多いと考えられる。今後多くの大名家において確認する必要がある。また総論で検討したように③でも同様の方法で領知概況・家臣処遇の記述が変更されていた。「大名評判記」諸本に共通する操作法であった可能性がある。

(3)編者批評における「血氣ノ勇」の理解の共通性について。本多家で検討した点である。参照関係がないと考えられる③と⑥において、批評の基準に「血氣ノ勇」＝文武両道ではなく、利根発明であるとの共通理解があった。文武両道である必要性和文武の関係についてはすでに指摘があり、「大名評判記」に共通する主張のひとつとして考えられる。問題は「血氣ノ勇」との関係である。次節において考察を加えたい。

## 二 「大名評判記」諸本の関係② ～ 「牢人」記述から

### 1. 「牢人」「浪人」「渡り侍」記述の展開

「大名評判記」諸本において「牢人」「浪人」「渡り侍」記述がある大名家をまとめたものが第4表である。

まず、「牢人」「浪人」のみ記述がある大名家数から確認したい。聖藩本が一家、刈谷本が一家、対馬本が九家、『武家勸懲記』が五家、『土芥寇讎記』が六家、『諫懲記後正』が三家である。『武家勸懲記』↓『武家勸懲記』↓『土芥寇讎記』↓『諫懲記後正』の順におよそ半減していくことがわかる。

これに「渡り侍」の記述を加え、「牢人」「浪人」「渡り侍」の記述がある大名家数は、聖藩本が二〇家、刈谷本が二四家、対馬本が一家、『武家勸懲記』が二〇家、『土芥寇讎記』が二家、『諫懲記後正』が四家となる。<sup>4)</sup>『諫懲記後正』を除く五本では該当大名家数が大幅に増加している。その結果、「大名評判記」諸本における該当数の変化は、『武家勸懲記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』のほぼ同数から『諫懲記後正』で大きく減少となる。

前節で検討したように「大名評判記」諸本には参照関係があるので、極端に減少するには何かしらの原因が考えられる。次に、「牢人」「浪人」「渡り侍」記

述が、後年成立する「大名評判記」にしたがって減少していく理由を検討したい。

『武家勸懲記』段階での減少理由では代替りが注目される。『武家勸懲記』（刈谷本）に記載される二四家のうち『武家勸懲記』で減少した大名家数は八家ある（第4表参照）。うち堀田家は改易されたため本文記述がなく、残りの七家は全て代替りした大名家である。そして、この七家のうち佐竹家を除く六家の記述箇所は、大名人柄と編者批評である。つまり、代替りによつて記述が変更せざるをえないのである。『武家勸懲記』との参照関係がある『土芥寇讎記』も同様に考えてよいであろう。

『諫懲記後正』段階における減少理由であるが、これは本文記述の内容構成によるところが大きいと考える。『諫懲記後正』では、それ以前成立の「大名評判記」諸本で掲載されていた領知概況や家臣処遇の記述が省略されている。つまり、『武家勸懲記』段階で領知概況や家臣処遇に記載されていた「浪人」「渡り侍」の記述が、この段階でなくなつてしまつたのである。

以上のように、後年成立の「大名評判記」において「牢人」「浪人」「渡り侍」記述が減少する理由は、『武家勸懲記』段階では代替りによつて大名人柄や編者批評にあつた記述がなくなるため、『諫懲記後正』段階では領知概況・家臣処遇にあつた記述がなくなるためであると考えられる。

ところで、「大名評判記」諸本における「牢人」「浪人」の表記に着目すると、「牢人」表記があるのは『武家勸懲記』諸本のみで、『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』では確認できない。次項では、「牢人」記述から『武家勸懲記』諸本の関係について検討したい。

### 2. 「牢人」記述と『武家勸懲記』諸本の関係

『武家勸懲記』諸本における「牢人」「浪人」表記の違いを第5表にまとめた。

まず「牢人」表記のみある大名家数に着目すると、①刈谷本、養賢堂本が九家、②興譲館本A、Bが八家、③対馬本が二家、④狩野文庫本、聖藩本が一家、⑤岡山大本が〇家となる。岡山大本に「牢人」表記がないことが注目される。また、狩野文庫本、聖藩本、対馬本は、「浪人」表記の方が「牢人」表記よりも多い。これら四本は、なぜ「浪人」表記の方が多いのか、編者の意図や編者像、作成年代を考えるうえで興味深い。

つぎに「牢人」「浪人」記述がある大名家に着目すると、①刈谷本、養賢堂

本、興讓館本A、B、狩野文庫本の五本が一四家と最も多く、②岡山大本が一  
二家、③聖藩本が一家、④対馬本が八家となり、対馬本の数が他本に比べ少  
ない。

その理由について、①の系統に所属する刈谷本と対馬本とを比較してみたい。  
対馬本に記述がない大名家は、丹羽家、堀田家、松平家、板倉家、津軽家、宗  
家の六家である。このうち堀田家、松平家、板倉家、津軽家は対馬本に収録さ  
れていない。<sup>5)</sup>残った宗家について、対馬本では「家士ワタリ侍ナシ」の記述は  
残り、「遠国タルニヨツテ諸牢人家ヲ望マス」の記述だけ削除されている。「ワ  
タリ侍」の例になるが、「遠国ナレハワタリ侍家ヲ不望」とある五嶋家の記述も  
対馬本では削除されている。つまり「遠国」であることによつて「牢人」「渡り  
侍」に関連する記述が不利益になると、対馬本ではその記述が削除されてい  
ることがわかる。以上のように成立過程における事情から、対馬本では「牢人」「浪  
人」記述のある大名家数が他本に比べ少なくなつていたのである。この点をふ  
まえれば、対馬本は①と同じ系統に分類できるであろう。

では、「牢人」「浪人」が望まない大名家とは、『武家諫忍記』諸本の本文記述  
においてどのように描かれているのか。刈谷本の記述から検討してみたい。そ  
の理由は、①「執事職」(酒井家、松平家)、②「寒国」(丹羽家)、③「遠国」(津  
軽家、宗家、五嶋家)、④「血氣ノ主将」(真田家)にまとめられる。

なお、後年成立の「大名評判記」における記述の影響関係を見てみると、<sup>6)</sup>  
領知の位置に関わる②③の記述については『武家勸懲記』『土芥寇讎記』の同家  
の記述でも確認できる。大名の行跡に関わる①④については『武家勸懲記』の  
酒井家、真田家において確認できる。ただし、『武家諫忍記』では『土芥寇讎記』  
にみられた「浪人」「渡り侍」の記述と藩政との関わりは見られない。

さて、ここで注目したいのは、「牢人」「浪人」が、「執事職」の大名、「血氣  
ノ主将」である大名を仕官先として望まないことである。前者については、他  
に記述を確認できないため理由を追究できないが、後者については「牢人」「浪  
人」記述のある大名家の愚評に関連する記述があるので、次項にて検討したい。

### 3. 愚評記述における「牢人」と「血氣ノ勇」の関係

まず、愚評にのみ「牢人」記述がある本多家の場合を見てみよう。

【史料1】(刈谷本巻四、本多政勝)

政勝、武勇力量勝レタリ、最譽ノ将也トモ云、文学シラス、民ヲ

貪リ、慢心多シ、忿アレトモ奢ナシ、美兒ヲ愛スレトモ在城之時  
居所ニ女人ヲ堅ク不置、惣シテ法ヲ不破

愚評義曰、凡武勇力量スクレタリト云ヘリ、主将タル人ハ必嗜  
可有儀也、但文武両道不学ヲ以仁義ノ勇トハ云カタシ、血氣ノ  
勇ナルヘシ、國ヲ治ル人ハ思慮ヲ前ニシテ勇ヲ後ニセンヤ、生  
得ヨリ力量スクル、是非ト云ニアラス、勇ハ三徳ノ其ノ一ツナ  
レハ是ヲ不知ハ不覺也、大名トナツテサノミ力量タテナトハ無  
益可成、譽レ有人ト云ハ知仁勇ヲ兼テ私欲邪佞ノ心ナク、家民  
ヲ憐ミタル将ナルヘシ如何、本文之作者ノ心得計カタシ、民ヲ  
貪リ慢心有人ナラハ、是等八十ノ内ニテ七ツ善有共、三ツノ悪  
行ニ支ラレテ世ノ嘲ナラン、又七ツノ悪行有共、三ツノ善ヲ以  
家民ニ遠慮ヲ加ヘテ常ニ能撫置ハ、悪行是ニ隠テ他ニ洩ルル事  
アラシ、天理ノ自然ニテ人ト成、又主トナリ、臣下ト成、天地  
ハ父母高位匹夫モ兄弟ノコトシ、士民ナリトモ聊非道ノ行アラ  
ハ天ノ命ヲ背ケリ、美兒ヲ愛スル事甚シ、此評ハ前二記之、又  
在所ヲ節、城内へ女人ヲ不入事最イサキヨシ、法ヲ背カサルヲ  
第一ナレトモ其抵ハ可有、一概法ニ叶ト云計ニモ有マシ惡事有  
様ニキコユルトイヘテ、畢竟諸牢人ハ甚家ヲ望ム

史料1傍線部によれば、「諸牢人」は本多家を仕官先として望んでおり、それ  
は政勝が「武勇力量勝レタリ、最譽ノ将」であるためといえる。ただし、評者  
は「本文之作者心得計カタシ」として、波線部のように、「譽ノ将」とは、智仁  
勇を兼備し、私欲邪佞の心がなく、家民を憐れむ将ではないか、と疑問をなげ  
かけている。

さらに愚評の記述を詳しく見たい。冒頭部分では、「武勇力量」に優れてい  
ることは、「主将タル人」の必須の条件とするが、文武両道を学ばなければ「仁  
義ノ勇」とは言い難く、「血氣ノ勇」であるとするとする。また、「國ヲ治ル人」は「勇」  
より「思慮」を優先するべきであるとする。その「勇」とは三徳のひとつであ  
り重要であるが、「血氣ノ勇」ではなく「仁義ノ勇」である必要を評者は説いて  
いることがわかる。

ここでは、「牢人」が望む大名像(「譽ノ将」)をめぐる、(A)本文では「武  
勇力量」が優れた将とし、(B)愚評では「智仁勇」を兼備し、「家民ヲ憐」む  
将として、その評価が二つに分かれている。評価が割れるのは「勇」をめぐる

理解にある。(B)では、「武勇力量」に優れているのみの大名を文武両道にかけため「血氣ノ勇」であるとし、文武両道である大名を「仁義ノ勇」として評価するのである。

また、これによれば本文と愚評の作者が異なることも注意しなければならぬであろう。今回検討した『武家諫忍記』諸本とは別の『武家諫忍記』が存在しているはずであり、それでは「牢人」が望む大名家は「武勇力量」が優れた大名として描かれているはずである。

つぎに、本文において「牢人」が仕官先として望むと記述がある堀田家と水野家の愚評を見てみよう。

【史料2】(刈谷本巻六、堀田正信)

正信、武勇ヲ好ミ、文学ヲ専トス、才智発明過タリ、民ヲ不食、憐愍有、誉ノ將トシ、諸牢人此家ヲ望ム

愚評義曰、物ニ心得徳有人ナルヘシ、然レテ才智過タル事不審、能学テ智明ナル人有無ノ差別ナシ、考テ見ルトキハ武法スキ、文道ヲ知ル久世ニ多シ、然ルニ武ヲ専ニ心懸ル人ト文ヲ心カクル人トヲ合セ、文ノスキタル人ハ和有テ悠然トス、武ノ勝レタル人ハ強ミ過テ威儀トウノトシ血氣甚シ、文ヲ内ニ用ルト武ヲ外ニ用ルトノ故也、又ハ内外共ニ吉、人ノ身軀ヲ錢ノ如ク持タキモノ也、言心ハ錢ノ形ハ外丸クシテフチアリ、内四角ニシフチアリ、并ニ文学ヲ記ス人ハ内ニ義ヲ以テ能角ヲ立テ少シモタチロカス、是威儀トウノト云ヘシ、外ハ柔和ニウツクシク少シモ変セス、四方ニ禮義ヲ兼テ外ノ丸キ心ニモフチヲシテ丸キトテ不丸、又内ノ角ニフチ有テ、ソレノ用ヲ調ル如ク、是慎ノ根本ナラシニ、錢ヨリ万貫ニラシワタツテ違ナシ、民ヲ憐ム事大善行ノ根源也、諸牢人家ヲ望ム事ハ武將ノ徳アレハ也

【史料3】(刈谷本巻一〇、水野忠善)

忠善、文モ有、武勇甚好、恐ラククラフヘキ方ナシ、利根発明過タリ、禅法ヲ好、僧侶ヲ愛ス故ニカ、毛頭世間カサル事ナシ、人中ニテモ我心ニマカセ、過言有テ無禮也、領分物成甚ツヨク、民困窮ス、諸牢人家ヲ望ム  
愚評義曰、武勇甚好事武門ニ生レテ第一ナレハ最可□寶事也、文モアレハ弥吉、利根発明過スル事イハ、少疵ナリ、禅法ヲ好、僧ヲ愛スル事善悪付

難シ、佛法モ儒法モ心實ノ道理ニヨツテ善ニモ悪ニモナルモノナレハ也、又人中ニテカサル事ナク、我意ニマカセ言語アル事無禮ナリト、有事眼ノ付所ニテ諸事イカヤウニモ可評、本文ニ一向ニ無禮ト書シ事覚束ナシ、前方傳聞シニ無禮ノ沙汰ナケレハ無禮ニテ有マシ、佛法之唯心ナルヘシ、又民困窮スルトイカンソヤ、文有武勇ノ人此□ナク思慮有ヘキニヤ、アタラ將ノ是モ又疾疵也、諸牢人家ヲ望ム事、前ニモ記スコトク武勇ヲ好ハ將ナル故ナルヘシ、畢竟武門向ノ達人ニヤ

史料2では、「牢人」が望む大名家は、本文・愚評ともに(B)の立場にある。本文では「武勇ヲ好ミ、文学ヲ専トス」「民ヲ不食、憐愍有」ことを「誉ノ將」とする。愚評では「諸牢人家ヲ望ム事」は、「武將ノ徳」があることであり、それは「民ヲ憐ム」ことであるとわかる。

一方、史料3の本文記述は(A)の立場にある。注目したいのは、愚評の記述である。ここでは、傍線部のように、「牢人」が望む家と「武勇ヲ好ム將」の関係が明確に記されている。しかも「前ニモ記スコトク」とあることから本全体の共通理解となつていことがわかる。

以上によれば、史料2のように本文でも(B)の立場の記述があることから、今回検討していない『武家諫忍記』のなかには、「牢人」が仕官先として望む大名家を(A)(B)両方の場合において認めていたものがあり、今回検討した『武家諫忍記』諸本では、その愚評作者によって(B)を否定する立場に基準が統一されたと考えられるのではないかと。

最後に本文に「牢人」が望まないとして記述のある稲葉家の「愚評」を見ておこう。

【史料4】(刈谷本巻九、稲葉信通)

信通、文武両道共ニカケタリ、然モ奸佞有テ諸事セワシキ將故牢人家ヲ不望

愚評義曰、過テ改ルハ人倫之得所ナリ、信通ノ行跡ヲウツ事ハ一向心得カタシ、然レトモ若年ノ昔ヲハシラス、近年家法或ハ信通ノ行ヲ見聞スルニ甚相違セリ、予彼家ノ風俗ヲ見ニ知り、先文武ノ道カケタリト云リ、大ナル偽リ也、今時ノ將ノ内ニハ此等ノ將ホトナル博学ナル人ハアラシ、亦佞奸有ト、難ス民ヲ憐テ、諸士ニ情ヲ下シ、舊事ノ法ヲ以テ國家ヲ仕置スル程ノ人

如何シテ佞奸アルヘキ、但シ如此ノ将ヲハミナ悪行人ト云ン哉、  
文武ノ道ヲ不明故、諸牢人家ヲ不望トヤ、其道ヲ立ル浪人共コ  
ソ心床シク思ワルレ、若此書ヲ見タル計ニテハ行ヒ最宜シカラ  
サレハサモアリヌヘシ、但信通才智發明ニテ義理ヲ正シ、道ヲ  
行ヒ、昵近外様ニ至ルマテ家士ノ氏族ヲ召出シ老少トナク扶持  
ヲ加ヘシメラル、ニ依テ佗ノ牢人ヲ招キ入ニ不及、然ルトキニ  
ハ望トモ甲斐有マシ、本文ノ作者曾テ善不善ノ考ナキト見ヘタ  
リ

史料4によれば、これまで同様に本文と愚評の作者とで意見が食い違っていることがわかる。注目したいのは、愚評作者は、実際に稲葉家の様子を見聞きし、本文の信通に対する記述に反論していることである。「本文ノ作者曾テ善不善ノ考ナキト見ヘタリ」とまで述べている。それゆえ愚評作者の論理が明快にわかる。

愚評作者は、本文における信通の評価について「文武ノ道ヲ不明故、諸牢人家ヲ不望トヤ」と、本文作者の意図を説明している。愚評作者のなかでは、先述のように「文武両道共ニカケ」る大名ゆえに「牢人」が仕官先として望まないう論理が成り立っている。

さらに注目したいのは、愚評作者が「牢人」（「浪人」）の役割を提示していることである。すなわち、「文武ノ道ヲ不明」である大名に対して「其道」（「文武ノ道」）を立てる「浪人」こそ心ゆかしいとする。「文武ノ道」を理解していない大名に対して、それを教えとくことが「浪人」の役割と考えられるのである。また、この箇所のみ「牢人」ではなく「浪人」と表記されている。「武勇ヲ好」大名家を望む「牢人」と「文武ノ道」を教えとく「浪人」とで区別しているかのようである。「牢人」「浪人」表記の違いに意図が込められているのであれば興味深い。今後の課題としたい。

## おわりに

「大名評判記」諸本の関係性については第一節小括にてまとめたので、ここでは第一節における本多家の検討から「大名評判記」諸本に共通する理解として考えた「血氣ノ勇」に対する理解と、第二節で検討した「牢人」「浪人」が仕官先として望む大名家との関係について考察を加え、むすびにかえたい。

『武家諫忍記』において「牢人」「浪人」が仕官先として望む大名家（「誉ノ将」）には二つの像が提示されていた。すなわち、(A)「武勇力量」のみ優れた将、(B)「智仁勇」を兼備し、「家民ヲ憐」む将、の二つである。

この二つの像の関係を考えるうえで注目されるのは、今回検討した『武家諫忍記』においては、本文作者と愚評作者が異なっていたことである。愚評作者は「牢人」「浪人」が大名家像を(B)の立場に統一している。(A)の立場を否定するのは、文武両道にかけるためであり、その立場を決定的に分ける鍵となるのが「勇」の理解である。愚評作者は、文武両道にかける大名を「血氣ノ勇」とし、文武両道が備わっている大名を「仁義ノ勇」（「智仁ノ勇」）として区別し、(A)の立場を「血氣ノ勇」として否定していた。

今回検討した『武家諫忍記』の愚評作者が構築した、右の主張は後年成立の「大名評判記」諸本でも引き継がれ、「大名評判記」の基調のひとつであったと考える。

最後に問題は、今回検討した『武家諫忍記』の愚評作者は、いかなる人物で、どのような思想基盤のもと形成されたかである。その思想基盤として注目されるのは「太平記読み」との関係である。『武家諫忍記』巻一三の松平恒元の愚評には「昔ノ名将・良將ノ士卒ヲ用玉フ事ヲ知タマヘ」として楠正成の行跡が引用されている。また、近世初期における「牢人」「浪人」の意義を考えるうえで、今回の検討は興味深いものを示しているように思う。今後の課題としたい。

## 【注】

- (1) 『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』における「渡り侍」「浪人」（『大名評判記』の基礎的研究）科研成果報告書、二〇〇六年。
- (2) 若尾政希『大名評判記』諸本について（『大名評判記』の基礎的研究、注1参照）。
- (3) 『土芥寇讎記』の基礎的研究（科研成果報告書、二〇〇四年）の第二班『土芥寇讎記』に求められた君主像、第四班『土芥寇讎記』における大名像―「文」「武」をめぐって―、『大名評判記』の基礎的研究（注1参照）の第四班「評価基準から『大名評判記』を考える」の各論を参照のこと。
- (4) 前稿では、『武家勸懲記』一一家、『土芥寇讎記』二三家とあるが、本稿の数が正しい。前稿でのミスは単純な計算ミスである。この場をかりてお詫びして訂正したい。
- (5) その詳細は「第二班総論」を参照のこと。
- (6) 以下、同段落の内容については、『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』における「渡り侍」「浪人」（注1参照）を参照。

第1表

土芥寇讎記	諫懲記後正
卷14・44 本多下野守藤原忠平	卷7・39 本多能登守藤原忠常
紋立葵丸二本ノ字	家紋丸ノ内立葵
室ハ松平新太郎光政娘	内室松平安芸守綱長妹
嫡子能登守忠常、童名万之助、実ハ弟也	嫡子
従五位下、庚午二五十九	従五位下、巳二四十一
<p>本国參州、生国武州、能登守忠義之子、美濃守忠政之孫也、童名虎之助、承応元年十二月廿八日叙従五位下任下野守、寛文二年十二月廿五日家督相統、延宝九年七月廿七日転奥州白川ノ城ヲ移下野守都宮、于時一万石御加増、貞享二年乙丑六月二十二日野州守都宮ヲ転ジテ、移和州郡山、此ノ家伝ハ本多中務太輔政武ト同ジ、本多中務太輔忠勝、其ノ子美濃守忠政、其ノ子三人アリ、嫡子ハ平八郎忠刻、二男ハ本多甲斐守政朝、三男ハ本多能登守忠義也、忠義ニ男女之子十一人アリ、六人ハ女子、五人ハ男子也、一ハ本多下野守忠平、舎弟長門守忠利、同禅正忠晴、同忠次、同淡路守忠豊等也、下野守忠平之嫡子ハ、能登守忠常也、</p> <p>居城和州郡山〔自江戸伏見通り百廿四里、伊賀通り百十六里余〕、本知十二万五千石之内、父忠義隠居之時、二男長門守、三男弾正少弼一萬石宛配分、九千石ハ四男淡路守ニ配分、残ル高十萬石、新地開運上課役掛リ物等、都合十七萬石ニ及ブ、米能ク生ズ、私ヒ吉シ、年貢所納七ツハツ九ツ、■シハツ八九分ニ当ル、家中ハ四ツ、在江戸之年人有扶持ニ当ル程、模合全ヲ渡ス、国役五分、江戸詰ヨシ、去レドモ奇羅ヲ好ム故ニ勝手迷惑スル者多シ、又法度稠シク、門之出入不自由也、在所ニ禽獸柴薪アリ、海魚ハ不自由也、土地上々也、余リ法度強キ故ニ、江戸・在所共ニ家中難儀ス、武士之風俗伊達ニ葉手ナリ</p> <p>家老松下将監、津田清左衛門</p>	<p>本国三州、生国武州、前能登守忠義カ末子ニテ、美濃守忠政ノ孫ナリ、忠義初遠州掛川城領七萬石ヲ被下、正保元年三萬石ヲ加ラレ越後村上城ニ移ス、後慶安二年六月亦二萬石ヲ加賜テ奥州白川城ニ移ス、其後寛文二年十二月隠居、後年祝髪シテ忠義ト称ス、延宝四年卒去、嫡子下野守忠泰父ノ讓ヲ受テ白川ノ城主トナリ、天和二年七月下野国宇都宮城ニ移ス、此時亦一萬石ヲ被加、貞享二年六月和州郡山城ニ移リ、元禄六年十二月従四位下ニ叙シ、同八年八月卒去、嗣子ナキカ故ニ弟能登守忠常ヲ養子トシテ家ヲ継シム</p>
<p>忠平、生得才智利発ニ器量ヨシ、然レドモ不弁舌ニテドモル事多シ、文学之沙汰ナシ、武道ヲバ嗜ミ、行跡静カ也、就中忠功ヲ專ラト励ルト云リ、人使ヒモ大抵也、然レドモ仁愛之心ナキ故ニヤ、法度稠シ過テ、家民共ニ迷惑スト聞フ、家士ニ男ヲ撰ビ、器量ヲ勝リテ召シ抱フ故ニ由緒正シク、芸能アル者モ無男ナレバ不置、長高く面ニ鬚有テ眼ヲ瞋ラカシ、臂ヲ張り醜ニテ人ヲ切、悪想ノ男ハ由緒・能藝ノ構ナク置ク之、武士之吟味ニハ非ズト、世以批判ス、次ニ御老中・御出頭人衆、其ノ外四十八鷹之類迄ニ勤メ不怠、故ニ世人ノ手足ノ詔人ト沙汰ス</p>	<p>忠常、文道ヲ不学、武法ヲ好ミ、生得淳然トシテ、家ノ政道正シク保護セラル、就中忠功ヲ專ラト励マシ、世間ノ勤ヲ不怠ト云々</p>
<p>謳歌評説ニ云、本文ヲ見ルニ、才智ニシテ武道ヲ嗜ミ、行跡静カニ忠功ヲ励ミ、世上之勤不怠云バ、先ヅ善將ト聞フ、然レドモ文学ナキハ車輪之片輪折ケタルガ如シ、故ニ仁愛ノ心ナク、法度稠キヲ能キト計心得テ、家民之痛ミ困窮スル事ヲ不知、過タル故ニ不及ニ同、是一ツ之難也、次ニ家士ヲ被抱ニ器量ヲ好ミ、由緒・芸能ヲ不用事、武之穿鑿不足、勇士ハ器量ニ不依、其志之勇健ヲ用、山本勘介ガ片目ニチンバ成ルヲ用。是良將信玄之志也、更ニ男之大小ヲ不撰、勇士之志ハ臂ヲ張り眼ヲ瞋シタルニハヨルベカラズ、男長ニ不依、刀寸ニ不依者也、中間・小者男ヲ撰事ハ有リ、侍ニ男ヲ撰ハ中間ニ同、心有ル侍ハ如斯主人ヲバ不望、歩行者上リ之成リ立侍ハ見セ馬ナド之様ニ男ヲ見セ様々之批判ニ合テモ、身上濟ヲ本意トス、其二習ヒテ歴々之侍ヲモ男之吟味ス、是更ニ主將之法ヲ不知故也、然レバ忠平ノ志モ大形知タリト世以評判ス、忠平ニ不依、男ズキスル主將ハ皆同、是二ツ之難也、誠ニ侍之主人ニハ難頼、雖有智、愚將ノ数ニ被ル入ベキ大將ト誹ル、次ニ此將不弁舌ニテ大大ヒニドモルト云リ、主將之大成疵也、大將ハ白旂ヲ取テ士卒之進退往來ヲ下知スル者ナルニ平常心静ナル時ダニドモリテ使者來時其ノ返答不埒也ト云ヘリ、況ヤ戰場ニ臨事火急ナランニハ一言モ不可出、然バ何ノ僉カアラン、是三ツ之難也、次ニ家民ヲ哀憐ナキハ、四ツ之難也、可謂愚將</p>	<p>愚評曰、凡守將トシテ文学ヲ不好事不足タリ、去レテ武道ニ達シ、行跡不義ナク穩静ニシテ、国家ノ仕置正順ニシ、世間ノ勤メ不怠トナレハ、家業忠孝トモニ備レル人カ、然時ハ難スヘキ様ナシ、祖父忠義ノ時代ハ物毎厳シカリシトナン、是ハ忠義生得血氣ノ勇ニシテ、文道ヲ不学、武法ヲ旨トシ、才智発明ナリ、剛強ヲ専ラニシ、短慮ナル故忿リ有テ、士卒ヲ励マサレシ故、世ニ侍ノ風俗モ能登守風ト唱ヘシ也、サノミ悪儀アルニモ非ス、只武勇剛強ナル故ト云云、今忠常ニ到リ穩和ニシテ宜シト也</p>

第2表

土芥寇讎記	諫懲記後正
<p>卷10・25 奥平美作守平昌章            紋丸ノ内沢瀉            室奥平大膳亮昌能娘            嫡子            従五位下、庚午ニ廿三歳            本国参河、生国武州、童名小次郎、大膳亮昌能ノ子、美作守忠昌之孫也、実ハ五嶋淡路守盛勝次男昌能妹ノ子ニテ、甥也、故ニ渠ヲ為テ智養子、令継家督、寛文十二年十月五日為猶子、于時五歳、則家督相統ス、延宝三年九月四日初家綱公へ御目見、天和元年十二月廿八日叙従五位下任美作守、貞享二年六月二十二日日本高ヲ以テ転ジ於羽州村山郡山形ノ城、野州宇都宮ニ移ル、此ノ元祖ハ奥平監物貞久、其ノ子九八郎貞政、後任美作守、其ノ子九八郎貞能任美作守、其ノ子美作守信昌、其ノ子大膳大夫家昌、其ノ子美作守忠昌、其ノ子大膳大夫亮能昌、此ノ時有故、知行減少ス、其ノ子養子美作守昌章也、            居城下野之内宇津ノ宮〔自江戸廿六里〕、本知九万石、新地開運上課役掛ノ物等外及ブ二万石、米能生ズ、弘ヒ吉シ、年貢所納四ツヨリ六ツ迄、■シ五ツ三分、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ付四人扶持ニ外摸合有リ、以前自宇津ノ宮羽州山形へ所替之時、宇津ノ宮ニ比シテハ、山形ハ殊ノ外悪敷故ニ家士之知行高ヲ減ゼシ故ニ、何レモ勝手不如意ニ成リシ、今又雖帰本領宇津宮、減ゼシ高ヲバ不帰、仍家人迷惑ス、然レ共在国心易シ、地ニ禽獸柴薪多シ、土地関東ニテハ上々也、江戸近ク、殊ニ城下大ヒニ繁昌シテ、物毎自由叶フ、            家老奥平修理、生田内匠</p>	<p>卷8・51 奥平熊太郎平昌春            家紋丸ノ内花澤瀉亦半月            内室            嫡子            無官、巴二八            九万石、丹後国宮津城主            本国三州、生国武州、美作守昌章嫡子タリ、先祖ハ赤松氏族ニテ村上帝ノ支流ナリ、後児玉ノ家ヲ相統シ上州奥平ニ住シ以奥平ヲ称号トス、中興大膳大夫家昌ハ美作守信昌ノ嫡子ニテ貞能カ孫ナリ、初九八郎ト号シ代々三州作手ニ居住、是山家三方衆ノ中ナリ、天正元年六月父信昌ト共ニ武田ニ叛テ家康公ノ幕下屬シ奉リ、同年五月同国長篠ニ籠城シテ甚忠戰ヲ励ス故、同九年十二月九八郎ヲ御前ニ召テ元服仰付ラレ家ノ宇ヲ被下家昌ト号ス、此時十五歳ナリ、同十八年上州宮崎二万石ヲ賜リ後年従五位下ニ叙シ、慶長六年十二月廿八日野州宇都宮城領拾万石ヲ賜テ、同十九年十月十日卒去、嫡子美作守忠昌初□ニテ其家ヲ継、元和五年一万石ノ御加恩ニテ宇都宮ヨリ下総国古河城ニ移ル、同八年再宇都宮城ニ移シ、同年従五位下ニ叙シ、寛永十一年九月従四位下ニ叙ス後、寛文八年二月十九日卒去、此時家臣杉浦右衛門兵衛尉御制禁ノ殉死ヲ背キ追腹ス、其上奥平内蔵允、同隼人美作守法事ノ節喧嘩セシメ家ヲ退ク、旁々以テ嫡子大膳亮昌能仕置悪敷故ナリトテ二万石ヲ召上ラレ宇都宮ヲ転シテ羽州山形城ニ移サレ、同十二年八月五日ニ卒去、其子美作守昌章ハ五嶋淡路守盛次ノ次男タリシカ養子ト成テ其家ヲ継テ貞享二年六月廿二日旧領宇都宮城ニ移ス後、元禄八年四月八日ニ卒去、其子熊太郎昌春幼□ニテ其家ヲ相統シ、同十年丹州宮津城ニ移ル</p>
<p>昌章、生得陽氣盛ニ血氣ノ勇アリ、才智利発過テ奸智也、天性上気ニシテ、無実当世様ノ手足也、文武之両道ハ夢程モ不知、行跡悪敷、男女女色トモニ猥ニ好ミ、河原者・野郎・若衆ヲ招キ集メ、酒宴遊興終日夜スガラ也、御旗本ニテ悪名ヲ取リタル坂部三郎如キ動樂之波沙羅者トモ無ニノ朋友ニテ、毎度会合シ不埒ヲ尽ス、上ヲ学ブ下ニテ近臣皆文盲・不学ニテ友々尺破家、外様者はト心得テ悉ク放埒也、此ノ家ハ古来不勇ノ譽有テ家臣ニ能キ者多カリシガ、今ハ武道ヲ取り失、武法ヲ心得タル者モナシ、先年鳥山城為請取、昌章発向之時、人数ノ行列ヲダニ無クニ知人、新参之軽キ奉公人福池某ト云者、少シ武法ノ拾学シタル男ヲ頼ミ、一切事渠ガ任下知、是能人ナキ故ト、世上指頭之笑ヒト成シ、近年奥加リ御詰衆之列、行跡ヲ嗜、人ニ会合ヲ止シ故ニ、近年雖無悪事之沙汰、生得ノ破沙羅ハ直ルベカラズ、然ラバ然ラバ当御役儀、五三年ヲバ不可過ト、世以謳歌ス</p>	<p>昌春、赤微少ナレハ所行行跡ノ差別無之故ニ家国ノ政道臣等能ク是ヲ執行フトナリ、家民穩カト云云</p>
<p>謳歌評ニ云、本文ノ如クバ、此ノ将奸佞ノ悪将也、主將トシテ文武ナキハ、鷹ニ掛爪ナク、虎ノ失爪牙如シ、何ノ益アラン、亦男色女色共ニ耽リ、行跡法外之事、不足評、其君ノ欲見善惡、先見其親友ト云事有、悪人ト沙汰スル坂部氏ト無ニ成ヲ以可知、似タルヲ友トスル事、顯然タリ、仁心ナキ故ニ家民哀憐スル事モナク、酒宴遊興ニ金銀ヲ撃シ、百姓ヲ貪リ、土ノ知行高ヲ減ジテ無返事奪、是主將之道ニ非ズ、愁奸佞ノ智有故ニ、人ノ諫ヲ不用、血氣ノ勇ヲ以大敵ニ理ヲ得難シ、次ニ鳥山城請取并行列等、新参ノ小倅侍ヲ憑、渠ガ下知ニ隨ヒ然モ其作法不宣、世ノ笑草ト成、彼ノ福池ト云者、世上へ出テ家一人ノ手柄咄家ニハ人ナキ様ニ申シテ、自分之自慢ス、故ニ奥平ノ家ニ疵付ケリ、渠不忠ノ臣ナラズ、賈城請取之作法能クバ、免モ有ベシ、世ノ笑主人ノ名折ヲ致シナガラ、世上へ出テ自慢咄シ、心有人ハ主君ノ名ヲ立ル大悪人也ト悪ヲ不知、是ト云モ大將文武ニ疎ク、法ヲ不知故ニ奸曲ノ者ヲ憑ミテ、吾ガ出悪名、且ツ又家ニ能キ人ナシト沙汰セラル、畢竟大將之愚ヨリ出ル所也</p>	<p>愚評曰、本文ニ記ス如ク昌春微弱ナル故ニ難スルコトナシ、去ハ国家ノ政道臣等是ヲ執行フ、家中穩カナリ、夫臣トシテハ忠義ヲ重クシ礼法ヲ正シ佞奸奢欲ノ気味ナク、尤蠱扇偏頗ノ沙汰ヲ避テ臣タル道ヲ守リ慎シテ諫ヲナシ諸學ノ土ヲ撰ヒ集メ善道ニ進メ教ヘテ專ラトスヘシ、左無シハ其君私意放埒可成ト云云、依テ臣タル人只大方ニハ叶ヒ難シトナリ、按スルニ亡父昌章文武ノ學ヒナク生得發明ニシテ所行不義トイヘト甚タ男女ノ美ヲ好ミ酒宴遊興ヲ催シ乱舞ニ募リ世ノ唱へ専ラナリシ所ニ不幸ニシテ終ニ病死享年廿八歳、此將未タ在世ナラハ若身上ノ程寛東ナカリシトナシ、亦爰ニ段々ノ評論アリ、去ハ昌春ノタメニ祖父美作守忠昌文武ヲ不學トイヘト天性柔和ニシテ、不奢不忿、家國ノ仕置悪義ナク、士卒ヲ赤子ニ思ヒ撫育シ、其上所領ヲ与フルニ皆地形ヲ以テ賜之、其比野州宇都宮ノ城領ナレハ江戸近キニ依テ私能内証大ニ富ムルノ余リ無量ノ奢ヲ究メ悪行超過シ百姓等ヲ陵躐貪リ強ク、傍若無人ノ魅ナリシヲ其子ノ昌能ハ昌春ノタメニ祖父是ヲ聞テ国家乱衰ノ基ヒトテ堪忍ニタヘス、竊ニ父忠昌ニ訴ヘラレシカハ忠昌元來柔和ナル故宜シク仕置可有ト其意ニ被任、然ルニ此昌能ノ行跡先無文無武只心ノ勇直剛強ナル、偏氣ヲ以聊カ穩潤ノ儀ナク一向違犯張棟ノ族ヲ押ヘテ死罪追放ニ及ブト繁多ナリ、或地形ヲ取上蔵米ヲ与フ、彼給所ノ百姓己下ハ悦ビヲナス、家士ハ例ニ替レハ恨ヲ含ム、最モ科ナキ者ハ異儀ナシトイヘト善人ハ少ク悪人多キハ古今ノ習ヒ彼無道ヲ殺罰セラルハ月々々頻ナレハ家國穩カナラス外ニ洩レ聞ヘテ父ニ替リタル大悪人ト世上ノ取沙汰悲テモ猶余リ有、去ハ先年忠昌卒去ノ砌リ家士殉死或ハ喧嘩ヲナセシ輩ハ、忠昌昵近恩顧ノ士常ニ邪佞多クレハ昌能ト不應タリ、此以後如何ナル難儀ニカ遭シト、先主ノ離別ヲ悲ミ、昌能ノ和宥ナキヲ恨ミ疎シテ心ナルヘシ、是自己ノ悪行ヲハ不省、却テ恨ミヲ含ムハ凡心ノ常也、然レハ忠昌ノ哀憐ハ和カ過テ害トナル、是婦人ノ仁也、亦昌能ノ行跡ハ強ミ過テ敵トナル、血氣ノ勇ニテ主將ノ本意ナラス、或人ノ曰、昌能先領ヲ替ラル、時ハ宇都宮ノ諸人悲涙ヲ流慕ヒ嘆キ、亦病惱ノ節ハ山形ノ下民等仏神ニ折テ延命ナランコト欲ストカヤ、去ハ此將悪行非義ノ政道露程モナキト見ヘタリ、只文武ヲ學ハレシ故、一人ヲ賞シテ万人悦、一人ヲ罰シテ万人恐怖スル、大道ヲ遠慮ナキコト是非ナシ、此家ノミニ不限諸將當時ノ鑑トシテ聖主賢哲ノ教誡ヲシ得テ政道ヲ正シテセラルヘシト云ハル所ニ卒去、其子昌章相統シテ若死畢今昌春二歳ノ時ト云云</p>

第4表 「浪人」「牢人」「渡り侍」記述一覧

巻	刈谷本	居所	石高	記述内容	対馬本	聖藩本	勘懲記	土芥	後正
2	【松平直政】	出雲松江	18万6000石余	△勇剛有子、和ナシ、武ヲ專ニシテ、文道ヲ嘗テ不知、心意短慮ニシテ、邪佞有、且士卒ヲ仕フ事、天下ニ一番御ネシコロノ油口ニテ、新参者一両年ノ内ニヤキカラサレテ、ヤカテ膝節不立、浪人シテセカサルノ事、天下狹シ*	【松平直政】	—	—	—	—
3	島津光久 鍋島光茂 上杉綱勝	薩摩鹿耳島 肥前佐賀 陸奥米沢	65万5600石余 35万7000石余 30万石	外様者嘗テナシ、家子計在故、侍之風俗不宣歟 家久キ譜代之者多キ故、諸家ノ様子ニカハラタル、家中ヘヨキ宛行多シ、渡リ侍嘗テナシ △文ヲ不知、武勇ヲ好ムノミ也、馬ヲスキ、民ヲ不食、国家ノ政道宜シ、家中風俗悪シ、ワタリ侍スクナシ	島津光久 鍋島光茂 上杉綱勝	島津光久 鍋島光茂 —	島津光久 鍋島光茂 上杉綱憲	島津綱貴 鍋島光茂 上杉綱憲	— — —
4	【佐竹義隆】	出羽秋田	20万5000石	諸牢人ヲ不拘、外様者嘗テナシ*	【佐竹義隆】	【佐竹義隆】	—	—	—
5	【本多政勝】 【酒井忠清】	大和郡山 上野前橋	15万石 12万石余	天下ノ執事タル故、諸浪人家ヲ不望	【本多政勝】 【酒井忠清】	— 【酒井忠清】	— 【酒井忠清】	— —	— —
6	【丹羽光重】 【南部重信】 【堀田正信】	陸奥二本松 陸奥盛岡 下総佐倉	10万700石 10万石余 12万石	甚寒国ニ痛ム、諸浪人家ヲ不望、是国語ナレハナリ、家士風俗不宣 家士ノ風俗不宣、譜代ノ侍多シ、外様者少シ、諸牢人家ヲ不望 △武勇ヲ好ミ、文学ヲ専トス才智発明過タリ、民ヲ不貪憐愍有、誓ノ将トシテ諸牢人此家ヲ望ム*	【丹羽光重】 【南部重信】 【堀田正信】	【丹羽光重】 【南部重信】 【堀田正信】	【丹羽長次】 【南部重信】 —	— — —	
7	【松平信綱】	信濃松城 武蔵川越	10万石 7万5000石	ワタリ侍ナシ △文学ヲ不知、武勇有テ才智発明甚勝シ、誠ニ名譽之勳等多シ、今天下ノ執事ナレハ、猶其威高シ、然レテ衆敬ノ臣ニ似タル故、御為ト云テ物毎セハシクセヨク入テ人ノ苦ヲ不知事有、天下万民ノ繼タル故、自家ノ宛行嶋原帰陣以後吉、憐愍ノ心有、諸政道中也、サレトモ執事職タル故、諸牢人敢テ家ヲ不望、民不宣 遠国故侍之風俗不宣、サレトモ国者スナシ、渡リ侍多シ、新参者国ヘヤラルハ、ワイタイム故、江戸語ノ侍ニハ善有者多シ 畠メノ土多シ、渡リ侍餘多也	—	真田信房 【松平信綱】	真田信房 —	真田信房 —	— —
9	松浦鎮信	肥前平戸	6万3200石	△文武両道共ニカケテタリ、然モ好俊有テ諸事セロシキヲ好テ、牢人家ヲ不望* △文モ有武勇甚好、恐ラクテラフヘキ方ナシ、和儀発明過タリ、禪法ヲ好僧侶ヲ愛ス故ニカ毛頭世間カカサル事ナシ、人中ニテモ我意ニヤカセ過言有テ無禮也、物成甚ツヨク民困窮ス、諸牢人家ヲ望*	—	松浦鎮信	松浦鎮信	—	松浦任
10	【水野忠善】	和泉岸和田 豊後臼杵 三河岡崎	6万石 5万600石余 5万石余	△文武両道共ニカケテタリ、然モ好俊有テ諸事セロシキヲ好テ、牢人家ヲ不望* △文モ有武勇甚好、恐ラクテラフヘキ方ナシ、和儀発明過タリ、禪法ヲ好僧侶ヲ愛ス故ニカ毛頭世間カカサル事ナシ、人中ニテモ我意ニヤカセ過言有テ無禮也、物成甚ツヨク民困窮ス、諸牢人家ヲ望*	【水野忠善】	—	—	—	—
11	【板倉重郷】	下総関宿 陸奥弘前	5万石 4万2000石	諸浪人家ヲ望 遠国タルニヨツテ諸浪人家ヲ不望、故ワタリ者少シ、諸士行義ヲ不知、誠之田舎ナリ	—	【板倉重郷】	【板倉重常】	【板倉重冬】	—
12	【津輕信政】 松平忠樹 水谷勝隆	信州飯山 備中松山	4万石 4万石余	家ノ風俗宜シ、渡侍有之 △文学ヲスラスカス、武道ヲタジナム、ジカレトモ侍ノ風俗悪ク、義理ヲ嘗テ不知、美女ヲ愛ス、殺生ヲスルク、渡侍家ヲ不望、扇ノ仕置ニ家中難儀ス、新参者ニハ其年ノ物成ヲ下サス △文武ヲマナナク、醫學ヲスルク、且手跡ヲタジナム、生得悠々トシテ、イカラス賣ラス、著レモナク、誰リモナシ、国家ノ仕置人ヲ嘲リ、且家民ニテアラレミナク私欲有、謠乱舞ヲスキ、△文武ヲシラス、生得邪曲ニシテ人ヲ嘲リ、且家民ニテアラレミナク私欲有、謠乱舞ヲスキ、美児ヲ愛セリ、国家之政道觸クス、侍ノ行義嘗テ不知、血氣ノ主將、諸牢人不望家	—	【津輕信政】 松平忠樹 水谷勝隆	【津輕信政】 松平忠親	【津輕信政】 松平忠親	— — —
13	【真田氏信】	信州諏訪 上野沼田	3万2000石 3万石余	△文武ヲマナナク、醫學ヲスルク、且手跡ヲタジナム、生得悠々トシテ、イカラス賣ラス、著レモナク、誰リモナシ、国家ノ仕置人ヲ嘲リ、且家民ニテアラレミナク私欲有、謠乱舞ヲスキ、美児ヲ愛セリ、国家之政道觸クス、侍ノ行義嘗テ不知、血氣ノ主將、諸牢人不望家	【真田氏信】	【真田氏信】	【真田氏信】	—	—
15	【宗義貞】	対馬府中	2万石	家士ワタリ侍ナシ、遠国タルニヨツテ諸牢人家ヲ望ヤス	宗義貞	【宗義貞】	宗義貞	【宗義貞】	—
16	五嶋盛勝	肥前深江	1万5000石余	遠国ナレハワタリ侍家ヲ不望	—	五嶋盛勝	宗義貞 五嶋盛勝 毛利綱元 毛利俊隆 南部直政 太田原高清	【宗義貞】 【宗義貞】 【松平昌親】 【板倉重長】 伊達宗純 鍋島直条	— — — — — —

注 居所、石高、記述内容は、刈谷市立図書館付上文献『武家謙忌記』による。  
△は大名人物の項の記述、無印は顔知概況、家臣処遇の項の記述であること、\*は愚評に記述があることを示す。  
×は改易、—は記述がないことを示す。

【】は「牢人」「浪人」記述があることを示す。  
『武家勅懲記』『土芥寇讒記』『謙忌記後正』の記述内容については、「『武家勅懲記』『土芥寇讒記』『謙忌記後正』における「浪人」「渡り侍」（『大名評判記』の基礎的研究）科研究成果報告書、2006年）を参照されたい。

第3表

土芥寇讎記	諫懲記後正
卷27・116 朽木伊予守源種昌	卷16・124 朽木伊予守源種昌
紋丸ニ四ツ目結、九曜星	紋四ツ目結
室ハ岡部内膳正行隆妹	内室岡部美濃守宣勝娘
嫡子朽木民部少輔種元、童名帯刀、延宝六年戊午十二月廿八日叙従五位下任民部少輔、室ハ秋元但馬守喬朝娘、	嫡子朽木民部少輔種元 巳ニ三十、妻秋元但馬守喬朝娘
従五位下、庚午二四十六ノ二男朽木采女種治	従五位下、巳ニ六十
本国江州、生国武州、始ハ季綱ト云、明暦三年丁酉十二月廿七日叙任従五位下伊予守、寛文九年己酉六月八日転ジ常州土浦城、五千石ノ御加増、都合三万二千石ニテニテ丹波ノ福知山へ所替ス、此ノ家伝、往古元祖ハ佐々木之末流、近代之祖ハ朽木河内守元綱、其ノ子民部少輔種綱、是ハ大猷院様御治世之時、若老中ヲ勤ム、其ノ嫡子伊予守種昌、二男朽木和泉守則綱、姉ハ三浦志摩守室、同姉内藤右近大夫室。同姉木下右衛門大夫室、種昌ノ子ハ民部少輔種元、大概如斯、居城丹波之内福知山〔自江戸百四十二里〕、本知三万二千石、新地開運上課役掛り物等外ニ七千石余有リ、米能ク生ズ、私ニ中也、年貢所納四ツヨリ六ツ迄、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持外ニ模合アリ、地ニ禽獸柴薪多シ、土地中也、城本国ノ西南、山分、諸事不自由也、京都へ近キ故ヨシトス、家老朽木伊右衛門、飯田加右衛門	三万二千石、丹波国福知山城主 本国近江、生国武蔵、民部少輔種綱嫡子タリ、先祖ハ宇多ノ後胤佐々木近江守信綱二男佐々木高嶋二郎高信、四男佐々木朽木義綱初テ江州高嶋朽木庄ニ住シテヨリ佐々木朽木ト称ス、代々江陽ノ六角屋形ニ属シ、高嶋郡六代官ノ内タリ、茂綱十代ノ孫河内守元綱江陽ノ屋形滅後、信長公ニ仕ヘ、又秀吉公ニ近仕ス、関ケ原乱ニ石田ニ組スト云共潜ニ志ヲ御当家ニ通シ故、本領安堵セラル後入道シテ牧然ト号ス、其子民部少輔種綱相統シテ、寛永十三年若御老中ノ列ニ入、常州土浦ノ城主トナル、嫡男伊予守種昌万治三年ニ父ノ遺領ヲ継ク、此時三万石ノ内ニテ三千石弟和泉守則綱ニ配分アリ、同九年六月五千石ヲ被加、土浦城ヲ転シ丹州福知山城ニ移リ御奏者役ヲ勤ム
種昌、文武ヲ学ビ、才智勇弁ニシテ、家民之政道法ニ叶ヒ、行跡最モ宜シ、今御奏者役ヲ勤ル、以前若手ノ中ニテ弁舌利口ノ誉レ有リト沙汰ス、今以然リ	種昌、文道武道ヲ学ヒ才智勇弁ニシテ家民ノ政道法ニ叶ヒ行跡不義ナシ、是御奏者役ヲ相勤メラル、其中ニテモ弁舌利口ノ誉レ有ト沙汰ス
謳歌評説ニ云、夫レ人主トシテ文武ノ両道ニ疎キトキニハ生得善質タリト云ヘドモ、所行必ス過チアルベシ、故ニ評スル毎ニ論之、此ノ將文武ノ心掛專ラナルニ依テ行跡宜シク、道ニ達シ、理ニ通スル故ニ政道モ正シク、家民ヲ恵ム、諸人モ褒美ス、『列女伝』ニ云、「有ル陰徳者ハ陽報之、徳勝不祥ニ、仁除百禍」ト云云、此ノ故ニ世人モ褒美ス、子孫繁榮スベシ、可謂良將	愚評曰、凡人主トシテ文武ノ道ニ疎キトキニハ生得善質タリト云ト所行必ス過チ有ヘシ、故ニ評スル毎ニ是ヲ論ス、然ルニ此將心懸專ラ成ニ依テ行跡宜シト見ヘタリ、能道ニ達シ理ニ通スル心ヨリ謂行アヤマタサルト知ヘシ、内外ノ徳備ハレリ、誠ニ誉レノ人タリ、種昌手前不如意ノ由、然ルニ内室富タルト云々

第5表 『武家諫忍記』における「牢人」表記一覧

巻	大名名	刈谷本	養賢堂本	興讓館A	興讓館B	狩野文庫	岡山大本	聖藩本	対馬本
2	松平直政	●	●	●	●	●	●	—	●
4	佐竹義隆	○	○	○	○	●	—	○	○
	本多政勝	○	○	○	○	●	●	—	○
5	酒井忠清	●	●	●	●	●	●	●	●
6	丹羽光重	●	●	●	●	●	●	●	●
	南部重信	○	○	○	○	●	●	●	●
	堀田正信	○	○	○	○	●	●	●	—
7	松平信綱	○	○	○	○	●	●	●	—
9	稲葉信通	○	○	○	○	●	●	●	●
10	水野忠善	○	○	○	○	●	—	—	●
11	板倉重郷	●	●	○	○	●	●	●	—
	津輕信政	●	●	●	●	●	●	●	—
13	真田氏信	○	○	●	●	○	●	●	●
15	宗義真	○	○	●	●	●	●	●	—

注 ○は「牢人」、●は「浪人」、—は「牢人」「浪人」記述がないことを示す。